

社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会
自動消火器・火災警報器設置助成事業要綱

平成5年9月1日 制 定
平成6年5月27日 一部改正
平成7年3月24日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成23年3月29日 一部改正

(目的)

第1条 自動消火器・火災警報器設置助成事業（以下「事業」という。）は、在宅の高齢者世帯、及び重度身体障害者（児）世帯等で、火災発生時の避難が著しく困難な世帯に対し、自動消火器及び火災警報器を設置することによって、生命の安全を守るとともに、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、室蘭市に居住する次の各号の者が現に在宅する世帯とする。

- (1) 要介護4以上の介護認定を受けている65歳以上のねたきり高齢者〔申請書対象者区分＝ねたきり高齢者〕
- (2) 体幹機能障害・下肢機能障害・視覚障害は1級、聴覚障害は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者(児)〔申請書対象者区分＝重度身体障害者(児)〕
- (3) 要介護1以上の介護認定を受けている65歳以上のひとり暮らし高齢者で、火災発生時の避難が著しく困難な者〔申請書対象者区分＝虚弱単身高齢者〕

(助成の申請)

第3条 この事業を申請しようとする者は、申請書（様式第1）を室蘭市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成の決定)

第4条 助成の決定にあたっては、身体状況、世帯状況、住宅状況、緊急性等を考慮し、決定するものとする。

- 2 助成の決定をしたときは、申請者に決定通知書（様式第2-1・2-2・2-3）により通知するとともに室蘭市社会福祉協議会と事業の契約した業者（以下「業者」という。）に対し、購入・設置工事依頼書（様式第4-1・4-2・4-3）により通知するものとする。

3 助成の却下をしたときは、申請者に却下通知書（様式第 3-1・3-2・3-3）により通知するものとする。

（助成の範囲）

第 5 条 助成の範囲は次の各号とし、金額については別に会長が定める。

- (1) 自動消火器（居間用又は台所用）1 台の購入に係る経費
- (2) 火災警報器 1 台の購入に係る経費
- (3) 自動消火器・火災警報器の設置工事に係る経費
- (4) 自動消火器（自動消火装置）の点検に係る経費

（対象者の費用負担）

第 6 条 次の各号は、対象者が負担するものとする。

- (1) 自動消火器・火災警報器の取替等に係る経費
- (2) 火災警報器の電池交換等に係る経費
- (3) 器具の移設等に係る経費
- (4) 器具の取外し等に係る経費

（助成の件数）

第 7 条 この事業の助成件数は、予算の範囲以内とし会長が定めるものとする。

（費用の請求）

第 8 条 自動消火器・火災警報器設置工事後、業者が会長に請求できる金額は、契約による金額とする。

（書類の作成）

第 9 条 次に掲げる書類を作成し、事業を円滑に推進するものとする。

- (1) 自動消火器・火災警報器設置名簿
- (2) 自動消火器（自動消火装置）点検年度名簿
- (3) 自動消火器・火災警報器設置助成事業実績書

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。